

## 石川県県有林 J-クレジット販売要領

令和 5 年 4 月 2 7 日 森管第 6 5 号 制定  
最終改正（令和 5 年 1 2 月 1 1 日）

（趣旨）

第 1 条 本要領は、石川県が石川県県有林で取得した J-クレジット（以下「県有林 J-クレジット」という。）を、カーボン・オフセット等に取り組む事業者等に販売することに関して必要な事項を定める。

（購入者の募集）

第 2 条 県有林 J-クレジットの購入者（以下「購入者」という。）の募集は、県ホームページ等により行うものとする。

2 募集にあたっては、石川県が保有する数量の範囲内で複数回に分けて行うものとし、県ホームページ等に販売できる数量等を公表する。

（販売単価、販売数量）

第 3 条 県有林 J-クレジットの販売単価は、4,400 円／トン（t-CO<sub>2</sub>）とする（消費税額及び地方消費税額を含む）。

2 購入が複数年や一定規模以上となる場合等については、前項の価格によらず、別に定めるものとする。

3 最低販売数量は、1 トン（t-CO<sub>2</sub>）とし、1 トン（t-CO<sub>2</sub>）単位で販売するものとする。

（購入の申込み）

第 4 条 県有林 J-クレジットの購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）は、別記様式第 1 号から第 3 号までの申請書類を、持参、郵送、および電子メールのいずれかの方法により、知事に提出するものとする。

2 前項に掲げる規定は、次に掲げる事業者、団体を対象外とする。

（1） 違法又は不適當な行為により営業停止その他の不当利益処分を受けている法人その他の団体等

（2） 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由がある法人その他の団体等

（3） 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした法人その他の団体等

（4） 法令又は公序良俗に反する法人その他の団体等

（5） 行政機関からの行政指導による改善がなされていない事業者、団体等

（6） その他、本事業の適切な実施ができないと認められる事業者、団体等

3 知事は、第 1 項による申込みがあった場合で必要と認めるときは、購入希望者に対し、県有林 J-クレジットの使用に必要な範囲において資料の提出を求めることができる。

(購入希望者の決定)

第5条 知事は、前条の規定による申込みがあった場合は、当該申込みの内容を審査のうえ、先着順により購入者を決定する。

2 知事は、前項の規定により購入者を決定した場合は、決定した購入希望者に書面等により通知するものとする。

(売買に係る契約)

第6条 知事は、前条第2項の規定により購入者を決定した場合は、契約書を作成し、購入者と売買契約を締結する。

2 知事は、購入が複数年かつ一定規模以上となる場合等においては、購入者と売買に係る連携協定を締結することができるものとする。

(売買代金の納付)

第7条 購入者は、県有林Jークレジットの売買代金を、知事が別に定める期日までに、県が発行する納入通知書により納入するものとする。

(Jークレジットの無効化、移転)

第8条 知事は、購入者から売買代金の納入を確認した後、Jークレジット制度実施要綱に基づく制度管理者が管理するJークレジット登録簿システムにおいて、県の保有口座から購入者が保有又は指定する口座へ販売した県有林Jークレジットの移転手続きを行うものとする。

2 購入者が口座を保有しない場合又は口座を指定しない場合は、知事が県有林Jークレジットの無効化を行うものとする。

3 知事が県有林Jークレジットの無効化を行った場合は、知事が無効化通知書の写しを購入者に送付するものとし、購入者が無効化を行った場合は無効化通知書の写しを知事に送付するものとする。

(証明書の発行)

第9条 知事は、購入者から希望があった場合は、県有林Jークレジット購入の証として、購入者に対し、別記様式第4号の証明書を発行するものとする。

(裁判管轄)

第10条 この要領に定めることに関し、裁判上の紛争が生じた場合は、石川県金沢市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(協議)

第11条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、知事と購入者双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年12月11日から施行する。